

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	(所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。 ○対象事業:製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ○割増償却対象設備:機械及び装置、建物及び附属設備、構築物 ○割増償却期間:5年間 ○割増償却限度額: ・機械・装置 普通償却限度額の32% ・建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%	
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。	
		《関係条項》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第23条 租税特別措置法第12条、第45条	
5	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和2年度～令和8年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。	

			<p>平成 23 年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成 25 年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成 27 年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成 29 年度:過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。</p> <p>平成 31 年度:適用期限の2年延長</p> <p>令和3年度:過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の3年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却へ改組。</p>
8	適用又は延長期間		3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>過疎対策については、昭和 45 年以来、5次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和3年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。</p> <p>また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> <p>この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。</p> <p>以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】</p> <p>○第1条</p> <p>この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>○第4条</p> <p>過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成する</p>

			<p>ため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。</p> <p>○第5条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>○第23条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。)をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>【「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月16日閣議決定)】</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>5. 地域・中小企業の活性化</p> <p>(個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大)</p> <p>個性をいかした地域づくりに向けて、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や奄美、小笠原、半島、離島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>令和6年度概算要求における政策体系図</p> <p>【基本計画(令和5年3月策定)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)を目標とする。</p> <p>○測定指標:本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数</p> <p>○目標値:本特例の適用期間中(令和6年度～令和8年度)に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人以上とする。</p> <p>※目標値の算出方法について</p> <p>目標値(606人)の算出方法については、令和4年度に過疎対策室において実施した調査(※)の新規雇用者数の3倍としている。 (新規雇用者数 令和4年度:202人)</p> <p>※調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称:過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に基づく租税特別措置の適用実績及び地方税の減収補填措置に関する調査(以下「過疎対策室独自調査」という。) ・実施者:自治行政局地域自立応援課過疎対策室 ・趣旨:税制特例措置等の制度検討の際の基礎資料とする ・対象:過疎関係市町村等が把握している租税特別措置を適用する可能性のある事業者 ・時点:毎年度6～7月 <p>※過疎関係市町村等が租税特別措置法施行規則第5条の13第10項及び第20条の16第7項に基づき発行する「確認書」の内容及び過疎関係市町村等を通じて行う事業者ヒアリング結果を集計するもの。</p> <p>※測定指標の前回要望からの変更理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回要望時の達成目標のうち、「過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数－転出者数)の割合を毎年度▲0.62%以上とする」ことについては、社会増減数の改善に対する、本措置の直接的効果を把握することが難しいため、測定目標から削除する。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>製造業や旅館業等の設備投資を促進することで、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充により、人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることが可能となる。</p>
--	--------------------------	---

10	有効性等	① 適用数	償却方法	年度	適用数
			特別償却	R2	52
				R3	31
			割増償却	R3	31
				R4	89
				<u>R5</u>	147
				<u>R6</u>	205
				<u>R7</u>	263
				<u>R8</u>	290

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について
 令和2・3年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和4年第208回国会提出及び令和5年第211回国会提出)による。

※特別償却・割増償却の双方に令和3年度実績があること理由：
 令和3年12月31日までの間に取得等した工業用機械等については、改正前の租税特別措置法に基づき、特別償却を行うことができたため。(割増償却の要件である「市町村計画」が定められるまでの経過措置。租税法附則(令和3年3月31日法律第11号)第32条第5項、第50条第5項及び第66条第5項。)

○令和4年度の適用件数について
 令和4年度の適用件数は、上記報告書がまだ発表されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数(実数)としている。

○令和5年度以降について
 ・令和5年度の適用件数は、以下の式で算出。
 令和4年度の適用件数(89件・令和4年度からの継続分とみなす)
 +令和5年度の新規適用分(令和3年度(31件・割増償却分に限る)から令和4年度増加件数(89-31=58件)と同数と見込む。)
 ・令和6・7年度についても、同様に過年度の適用件数に新規適用見込分(令和3年度から令和4年度増加件数(58件))を合計して算出。

・令和8年度適用件数については、本制度が5カ年の割増償却であるため、以下の式で算出。
 令和7年度適用件数(263件)
 -令和3年度適用開始件数(31件)
 +新規適用見込分(令和3年度から令和4年度増加件数(58件))

《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している原因》
 ・単年度に新規に適用される件数で比較した場合、「特別償却」から「割増償却」への移行による影響はほとんどないが、前回評価時の将来予測において、「過去の特別償却適用実績」をベースとした推計値

			<p>に、「過去に特別償却を適用したことがない事業者数」をベースとした推計値を単純に加算したことが、結果として過大な推計となり、適用実績とかい離した原因となったと思われる。</p> <p>《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり前回評価時の将来予測と適用実績に差は生じたが、後述 10④「効果」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。 <p>《予測される将来の適用数 147 件(令和5年度)、205 件(令和6年度)、263 件(令和7年度)及び 290 件(令和8年度)が過去の実績 62 件(令和3年度(31 件+31 件))とかい離している原因》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割増償却は最大5年間適用可能であることから、令和3年度(割増償却への改組年度)から令和7年度までの間、前年度の適用件数の継続分に当該年度の新規適用件数分が加算され、全体の適用件数は増加を続けることが予測されるため、予測される将来の適用数と実績は現時点ではかい離している。 																					
	② 適用額		<table border="1" data-bbox="596 976 1082 1451"> <thead> <tr> <th>償却方法</th> <th>年度</th> <th>適用額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>R2</td> <td>1,292,148</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>901,187</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">割増償却</td> <td>R3</td> <td>127,179</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>365,167</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>603,141</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>841,115</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>1,079,089</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>1,189,870</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について 令和2・3年度の適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和4年第 208 回国会提出及び令和5年第 211 回国会提出)による。</p> <p>○令和4年度以降の適用額について 上記 10①「適用数」の表記載の適用件数に、令和3年度の1件あたり適用額(割増償却分)を乗じて算出。 ※令和3年度1件あたり適用額(割増償却分) 127,179 千円 ÷ 31 件 = 4,103 千円(千円未満四捨五入)</p>	償却方法	年度	適用額(千円)	特別償却	R2	1,292,148	R3	901,187	割増償却	R3	127,179	R4	365,167	R5	603,141	R6	841,115	R7	1,079,089	R8	1,189,870
償却方法	年度	適用額(千円)																						
特別償却	R2	1,292,148																						
	R3	901,187																						
割増償却	R3	127,179																						
	R4	365,167																						
	R5	603,141																						
	R6	841,115																						
	R7	1,079,089																						
	R8	1,189,870																						

③ 減収額

《法人税》

償却方法	年度	減収額 (千円)
特別償却	R2	299,778
	R3	209,075
割増償却	R3	29,506
	R4	84,719
	R5	139,929
	R6	195,139
	R7	250,349
	R8	276,050

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○算出根拠について

上記 10②「適用額」記載の各金額に、法人税基本税率(23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

《法人住民税、法人事業税》(参考)

償却方法	年度	地方税の影響額(千円)			
		法人住民税	法人 都道府県 民税	法人 市町村 民税	法人 事業税
特別償却	R2	20,984	2,998	17,987	90,450
	R3	14,635	2,091	12,545	63,083
割増償却	R3	2,065	295	1,770	8,903
	R4	5,930	847	5,083	25,562
	R5	9,795	1,399	8,396	42,220
	R6	13,659	1,951	11,708	58,878
	R7	17,524	2,503	15,021	75,536
	R8	19,324	2,761	16,563	83,291

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。

○算出根拠について(小数点以下四捨五入)

【法人住民税】

減収額＝法人都道府県民税減収額＋法人市町村民税減収額

・法人都道府県民税減収額

＝上記《法人税》表記載の法人税減収額

×道府県民税基本税率(1%(地方税法第 51 条))

・法人市町村民税減収額

			<p>=法人税減収額 ×市町村民税基本税率(6%(地方税法第314条の4))</p> <p>【法人事業税】 減収額 =上記10②「適用額」記載の各金額 ×法人事業税基本税率(7%(地方税法第72条の24の7))</p>																															
	④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>過疎市町村の人口 に対する社会増減数 (転入者数-転出者数) の割合</th> <th>本特例を活用した 設備投資に係る 新規雇用者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>▲0.68%</td> <td>281人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>▲0.68%</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>▲0.45%</td> <td>202人</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>▲0.22%</td> <td>202人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○算出根拠について</p> <p>【過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合】 ・令和2年度～令和4年度:各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の「表21-03:【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」中、過疎市町村(※)の「社会増減数-社会増減数」の合計を「人口-計」の合計で除して算出。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人口</th> <th>社会増減</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>9,151,500人</td> <td>▲62,033人</td> <td>▲0.68%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>8,968,778人</td> <td>▲61,140人</td> <td>▲0.68%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>8,792,477人</td> <td>▲39,850人</td> <td>▲0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・令和5年度:令和3年度から令和4年度の改善幅(+0.23ポイント)が継続するものと仮定し、▲0.22%と見込む。</p> <p>※過疎法第2条第1項に規定する市町村又は同法第41条第1項により過疎地域とみなされる市町村。</p> <p>【本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数】 ・令和2年度～令和4年度:過疎対策室独自調査による。 ・令和5年度:令和4年度の実績と同数と見込んだ。</p> <p>○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由</p> <p>【過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合】 前回要望時(令和2年9月)では、令和3年度・4年度における過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合を▲0.62%と見込んでいたが、上記のとおり令和3年度は▲0.68%、令和4年度は▲0.45%となっている。</p> <p>令和3年度が目標値を下回った主な原因としては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う入国制限により、海外からの転入者が落ち込んだことによるものと考えられる。</p>	年 度	過疎市町村の人口 に対する社会増減数 (転入者数-転出者数) の割合	本特例を活用した 設備投資に係る 新規雇用者数 (人)	R2	▲0.68%	281人	R3	▲0.68%	352人	R4	▲0.45%	202人	R5	▲0.22%	202人	年度	人口	社会増減	割合	R2	9,151,500人	▲62,033人	▲0.68%	R3	8,968,778人	▲61,140人	▲0.68%	R4	8,792,477人	▲39,850人	▲0.45%
年 度	過疎市町村の人口 に対する社会増減数 (転入者数-転出者数) の割合	本特例を活用した 設備投資に係る 新規雇用者数 (人)																																
R2	▲0.68%	281人																																
R3	▲0.68%	352人																																
R4	▲0.45%	202人																																
R5	▲0.22%	202人																																
年度	人口	社会増減	割合																															
R2	9,151,500人	▲62,033人	▲0.68%																															
R3	8,968,778人	▲61,140人	▲0.68%																															
R4	8,792,477人	▲39,850人	▲0.45%																															

・過疎市町村の海外からの転入・海外への転出者数

年度	海外からの 転入(A)	海外への 転出(B)	(A)-(B)
R2	15,340 人	11,371 人	+3,969 人
R3	7,503 人	10,046 人	▲2,543 人
R4	33,336 人	15,886 人	+17,450 人

※算出根拠:各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の「表 21-03:【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」中、過疎市町村の「住民票記載数-転入者数(国外)」及び「住民票消除数-転出者数(国外)」より算出。

※令和3年度・4年度平均: $\Delta\sqrt{(0.68\% \times 0.45\%)} = \Delta 0.55\%$

《測定指標の前回要望からの変更理由について》

前回要望時の達成目標のうち、「過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合を毎年度▲0.62%以上とする」ことについては、社会増減数の改善に対する、本措置の直接的効果を把握することが難しいため、測定目標から削除する。

【本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数】

前回要望時(令和2年9月)では、令和3年度～令和5年度における本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度 222 人と見込んでいた。

令和4年度(202 人)について前回要望時の目標とのかい離が見られるが、主な原因としては、20 人以上の新規雇用を創出した事業者が、令和2年度・令和3年度においては4件ずつあったが、令和4年度においては1件にとどまったことによるものと考えている。

※令和3年度・4年度平均: $(352 \text{ 人} + 202 \text{ 人}) / 2 = 277 \text{ 人}$

《所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性》

・年度により、所期の達成目標の達成・未達はあるものの、「過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合」及び「本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数」の期間(令和3年度・令和4年度)平均は所期の達成目標を上回っており、概ね有効な手段であったと評価できる。

・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)を図る必要がある。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

年度	(ア) 本特例 を活用 した設 備投資 に係る 新規雇 用者数 (人)	(ア)の内数・租税特別措置の直接的効果			
		(イ) 本特例措置 を「資金的 余裕が生ま れ、新規雇 用又は雇用 の維持が可 能となる」と して活用し た事業者に よる新規雇 用者数(人)	租税特 別措置 の直接 的効果 による 達成目 標の実 現割合 (イ)/ (ア)	(ウ) 本特例措置 がなければ 「雇用を増 加させなか った」「雇用 を減少させ た」とした事 業者による 新規雇用者 数(人)	租税特 別措置 の直接 的効果 による 達成目 標の実 現割合 (ウ)/ (ア)
R3	352 人	7 人	2%	0 人	—
R4	202 人	102 人	50%	57 人	28%
R5	202 人	102 人	50%	57 人	28%
R6	202 人	102 人	50%	57 人	28%
R7	202 人	102 人	50%	57 人	28%
R8	202 人	102 人	50%	57 人	28%

※割合は小数点以下四捨五入。

本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。

○算出根拠について

- ・令和3年度・令和4年度：過疎室独自調査による。
- ・令和5年度～令和8年度：令和4年度の実績と同数と見込んだ。

《対象の偏在性について》

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和3年第204回国会提出、令和4年第208回国会提出及び令和5年第211回国会提出)によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない(別紙1参照)。

また、過疎対策室独自調査によれば、令和3年度・4年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は53市町村・27道府県にわたっており、地域的にも偏りはない(別紙2参照)。

なお、上記報告書(令和5年第211回国会提出)によれば、令和3年度における上位10社の適用額合計の割合は、87.4%(特別償却)及び

			<p>86.4%(割増償却)となっているが、これは、令和3年度の適用件数が、特別償却・割増償却 31 件ずつと、両制度ともに上位 10 社で適用件数の 3 分の 1 を占めており、比例して上位 10 社の適用額の割合も増えた結果であり、令和2年度の適用件数 52 件中、上位 10 社の適用額は 63.4%であったことも踏まえると、令和3年度に限った現象と考えている。</p> <p>上記のとおり、令和3年度の適用実績が特定の者に偏っているものの、同年度の「本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(352 人)」については所期の達成目標(222 人)を上回っており、また、「過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合(▲0.68%)」については目標値(▲0.62%)を下回ったが、上記 10④記載の通り、主な原因としては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う入国制限により、海外からの転入者が落ち込んだことが主な原因と考えられることから、概ね有効な手段であったと評価できる。</p> <p>さらに、令和4年度以降、上記 10①「適用数」の表のとおり、今後適用件数は増加する見込みであることを踏まえると、全体の適用額に占める上位 10 社の適用額の割合は低下し、一部の事業者に偏って適用されるものではなくなるものと推測される。</p> <p>引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>また、1 件あたり減収額は約 96 万円(※)であり、補助金で交付する場合の事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。</p> <p>※令和3年度1件あたり減収額(割増償却分) 29,631 千円(上記 10③「減収額」の表記載値)÷31 件 =956 千円(千円未満四捨五入)</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>過疎地域持続的発展支援交付金(令和5年度予算額 8.0 億円)は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、専門人材やICT等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 ・過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「ICT等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」 ・都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」 ・過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 <p>等に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。</p> <p>一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図っていることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		R2年8月【R2 総務 02】

本特例措置が多数の業種で活用されていることについて

- 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年第204国会提出、令和4年第208国会提出及び令和5年第211回国会提出)に基づく本特例の適用状況

業種	令和元年度 (特別償却)		令和2年度 (特別償却)		令和3年度 (特別償却)		令和3年度 (割増償却)	
	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)
農林水産業	0	0	1	10,520	0	0	3	878
鉱業	1	20,585	1	15,655	1	7,741	1	2,190
建設業	3	52,614	4	45,027	2	7,005	2	16,471
製造業	63	2,833,351	43	1,201,625	26	633,025	10	32,857
食料品製造業	10	84,981	5	48,331	3	34,945	1	382
繊維工業	0	0	2	9,977	0	0	0	0
木材、木製品製造業	1	5,601	0	0	2	3,295	1	866
家具、装備品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	0	0	0	0	0	0	0	0
化学工業	4	29,274	0	0	3	31,882	0	0
石油製品製造業	1	8,326	1	3,828	0	0	0	0
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	2	28,851	1	118	1	2,158	0	0
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	29,479	2	42,391	2	115,051	0	0
鉄鋼業	0	0	0	0	0	0	0	0
非鉄金属製造業	4	179,112	2	43,016	1	63,044	0	0
金属製品製造業	12	158,556	8	53,674	5	24,430	1	1,909
機械製造業	7	53,982	6	109,031	3	84,450	4	2,392
産業用電気機械器具製造業	4	115,432	2	107,399	2	81,618	1	24,473
民生用電気機械器具電球製造業	1	1,763,384	3	607,795	1	132,484	0	0
通信機械器具製造業	3	97,668	2	2,136	1	1,078	0	0
輸送用機械器具製造業	8	246,995	3	79,970	2	58,583	0	0
理化学機械器具等製造業	0	0	0	0	0	0	1	112
光学機械器具等製造業	1	1,715	0	0	0	0	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	3	29,988	6	93,953	0	0	1	2,720
卸売業	5	33,396	1	1,963	2	253,414	0	0
小売業	0	0	1	8,812	0	0	1	2,771
料理飲食旅館業	2	18,569	0	0	0	0	0	0
金融保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	0	0	1	37,658
運輸通信公益事業	1	7,117	0	0	0	0	1	12,845
サービス業	2	3,874	1	8,544	0	0	12	21,506
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	77	2,969,508	52	1,292,148	31	901,187	31	127,179

過疎法第23条に係る事業用設備等に係る割増償却実績
(過疎対策室調査により把握)

別紙 2

令和3年度(割増償却)

都道府県	事業				都道府 県別の 合計	全体に 占める 割合
	製造業	旅館業	物農 等林 販水 業産	情 報 サ ー 等		
北海道	2	0	0	0	2	6.9%
青森県	0	0	0	0	0	0.0%
岩手県	0	0	0	0	0	0.0%
宮城県	0	0	0	0	0	0.0%
秋田県	4	0	0	0	4	13.8%
山形県	2	0	0	0	2	6.9%
福島県	2	0	0	0	2	6.9%
茨城県	0	0	0	0	0	0.0%
栃木県	0	0	0	0	0	0.0%
群馬県	0	0	0	0	0	0.0%
埼玉県	0	0	0	0	0	0.0%
千葉県	0	0	0	0	0	0.0%
東京都	0	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0	0.0%
新潟県	0	0	0	0	0	0.0%
富山県	0	0	0	0	0	0.0%
石川県	3	0	0	0	3	10.3%
福井県	0	0	0	0	0	0.0%
山梨県	0	0	0	0	0	0.0%
長野県	0	0	0	0	0	0.0%
岐阜県	3	0	0	1	4	13.8%
静岡県	0	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0	0.0%
三重県	0	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0	0.0%
京都府	0	0	0	0	0	0.0%
大阪府	0	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	1	0	0	0	1	3.4%
奈良県	1	0	0	0	1	3.4%
和歌山県	0	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	0	0	0	0	0	0.0%
島根県	0	0	0	0	0	0.0%
岡山県	0	0	0	0	0	0.0%
広島県	1	0	0	0	1	3.4%
山口県	2	0	0	0	2	6.9%
徳島県	0	0	0	0	0	0.0%
香川県	0	1	0	0	1	3.4%
愛媛県	0	0	0	0	0	0.0%
高知県	1	0	0	0	1	3.4%
福岡県	1	0	0	0	1	3.4%
佐賀県	0	0	0	0	0	0.0%
長崎県	0	0	0	0	0	0.0%
熊本県	0	0	0	0	0	0.0%
大分県	1	0	0	0	1	3.4%
宮崎県	0	0	1	0	1	3.4%
鹿児島県	2	0	0	0	2	6.9%
沖縄県	0	0	0	0	0	0.0%
計	26	1	1	1	29	100.0%

令和4年度

都道府県	事業				都道府 県別の 合計	全体に 占める 割合
	製造業	旅館業	物農 等林 販水 業産	情 報 サ ー 等		
北海道	6	0	0	0	6	6.7%
青森県	1	0	0	0	1	1.1%
岩手県	2	0	0	0	2	2.2%
宮城県	0	0	0	0	0	0.0%
秋田県	6	0	0	0	6	6.7%
山形県	7	0	0	0	7	7.9%
福島県	4	0	0	0	4	4.5%
茨城県	0	0	0	0	0	0.0%
栃木県	0	0	0	0	0	0.0%
群馬県	2	0	0	0	2	2.2%
埼玉県	0	0	0	0	0	0.0%
千葉県	0	0	0	0	0	0.0%
東京都	0	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0	0.0%
新潟県	2	1	0	0	3	3.4%
富山県	0	0	0	0	0	0.0%
石川県	3	0	0	0	3	3.4%
福井県	0	0	0	0	0	0.0%
山梨県	1	0	0	0	1	1.1%
長野県	2	0	0	0	2	2.2%
岐阜県	15	0	0	0	15	16.9%
静岡県	0	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0	0.0%
三重県	1	0	0	0	1	1.1%
滋賀県	0	0	0	0	0	0.0%
京都府	0	0	0	0	0	0.0%
大阪府	1	0	0	0	1	1.1%
兵庫県	2	0	1	0	3	3.4%
奈良県	3	0	0	0	3	3.4%
和歌山県	0	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	0	0	0	0	0	0.0%
島根県	1	0	0	0	1	1.1%
岡山県	1	0	0	0	1	1.1%
広島県	4	0	1	0	5	5.6%
山口県	4	0	0	0	4	4.5%
徳島県	0	0	0	0	0	0.0%
香川県	1	2	0	0	3	3.4%
愛媛県	3	0	0	0	3	3.4%
高知県	1	0	0	0	1	1.1%
福岡県	1	0	0	0	1	1.1%
佐賀県	0	0	0	0	0	0.0%
長崎県	0	0	0	0	0	0.0%
熊本県	0	0	0	0	0	0.0%
大分県	5	0	0	0	5	5.6%
宮崎県	1	0	1	0	2	2.2%
鹿児島県	3	0	0	0	3	3.4%
沖縄県	0	0	0	0	0	0.0%
計	83	3	3	0	89	100.0%

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	技術研究組合の所得の計算の特例の延長
2	対象税目 ① 政策評価の対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義(自動連動)) (国税7)
	② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。
		《要望の内容》 適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長する。
		《関係条項》 法人税(租税特別措置法第66条の10、租税特別措置法施行令第39条の21)
5	担当部局	総務省 国際戦略局 技術政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和36年度 創設</p> <p>昭和55年度 適用期限設定(5年間)</p> <p>昭和60年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>昭和62年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成元年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成3年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成5年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成7年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成9年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成11年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成13年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成15年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成17年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成19年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成21年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>[平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]</p> <p>平成23年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外</p> <p>平成25年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成27年度 適用期限延長(3年間)</p> <p>試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外</p> <p>平成30年度 適用期限延長(3年間)</p> <p>令和3年度 適用期限延長(3年間)</p>

8	適用又は延長期間	3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p> <p>技術研究組合は、複数の企業・大学・研究機関等による共同研究を目的とした法人である。技術研究組合は比較的短期間で組成することが可能であるとともに、法人格を持つことで安定的な試験研究環境を保持し、中長期的な研究計画等に合意できるため、高度な共同研究を効率よく実施できる。また、研究成果の実用化に向けて技術研究組合を会社化する動きや、従来活用の少なかった半導体分野等の研究において活用事例が見られるなど、技術研究組合はオープンイノベーションの促進に引き続き貢献している。</p> <p>技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金(益金)の額が減価償却の額(損金)を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。</p> <p>技術研究組合による共同研究及び研究開発投資の促進に向けて、事業実施にあたって必要となる資産(試験研究用資産)の取得の際の税制上の措置(圧縮記帳制度)を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を支援することが必要である。また、他の非出資制の法人形態においても同様の措置が講じられていることから、他の法人形態との税制上のイコールフットリングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発環境を整備する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>IV. GX・DX 等への投資</p> <p>6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進</p> <p>権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り科学技術立国を再興する。</p> <p>■統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定)</p> <p>(3)イノベーション・エコシステムの形成</p> <p>③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大)</p> <p>第6期基本計画期間中においては、政府の研究開発投資約30兆円、官民の研究開発投資約120兆円の投資目標の達成に向けて、2023年度当初予算までを含めると、政府の科学技術関係予算は合計約21.9兆円に達し、着実に進捗しているが、し烈な国家間競争の中で更なる研究開発投資の拡大に取り組み、国際的な研究開発競争を</p>

			ードする。あわせて、研究開発税制や SBIR 制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員し、民間投資の誘発を図るための必要な措置を講じていく。(以下略)																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	令和6年度概算要求における政策体系図 【基本計画(令和5年3月策定)】 V. 情報通信 (ICT 政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 上記政策目的の根拠にあるとおり、産学官のイノベーションの創出や成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むものであり、オープンイノベーションの推進につながる技術研究組合の事業費を増加させることで目標に寄与させる。																				
10	有効性等	① 適用数	<p>近年は 15 件前後の適用となっている。 また、自動車、エネルギー、化学等、幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素、半導体等とさらに広がりがつつあり、適用者が特定の業種に偏っているということはない。</p> <p>➢ 令和元年度～令和4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>➢ 令和5年度～令和8年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和5年度(見込み)</th> <th>令和6年度(見込み)</th> <th>令和7年度(見込み)</th> <th>令和8年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度～令和3年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・令和4年度以降は、令和5年3月までに設立された全組合の適用件数(経済産業省調査)に基づき記載。 	年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用件数(組合数)	14	12	11	15	年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)	適用件数(組合数)	9	7	4	5
年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																			
適用件数(組合数)	14	12	11	15																			
年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)																			
適用件数(組合数)	9	7	4	5																			
		② 適用額	<p>➢ 令和元年度～令和4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>6,608</td> <td>1,429</td> <td>609</td> <td>985</td> </tr> </tbody> </table> <p>➢ 令和5年度～令和8年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和5年度(見込み)</th> <th>令和6年度(見込み)</th> <th>令和7年度(見込み)</th> <th>令和8年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>1,129</td> <td>1,802</td> <td>156</td> <td>196</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度～令和3年度は、「租特透明化法に基づく適用実態 	年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用額(百万円)	6,608	1,429	609	985	年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)	適用額(百万円)	1,129	1,802	156	196
年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																			
適用額(百万円)	6,608	1,429	609	985																			
年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)																			
適用額(百万円)	1,129	1,802	156	196																			

		調査結果」に基づき記載。 ・令和4年度以降は、令和5年3月までに設立された全組合の適用額(経済産業省調査)に基づき記載。																																																												
③ 減収額	<p>➤ 令和元年度～令和4年度(過去) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>90</td> <td>25</td> <td>124</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>198</td> <td>27</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>408</td> <td>90</td> <td>39</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>176</td> <td>34</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>872</td> <td>176</td> <td>188</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和5年度～令和8年度(将来) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 5年度</th> <th>令和 6年度</th> <th>令和 7年度</th> <th>令和 8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>89</td> <td>141</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>27</td> <td>43</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別法人事業税</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131</td> <td>210</td> <td>18</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※四捨五入の関係から合計数が一致しない。 ※算出方法等 令和元年度～令和3年度 ・法人税:「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人税率を乗じて算出。 ・法人住民税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「道府県民税」及び「市町村民税」の合計。 ・法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「事業税」より記載。 ・地方法人特別税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「地方法人特別税」より記載。 ※令和2年度以降は、「特別法人事業税」で記載</p> <p>令和4年度～令和8年度 ・法人税:適用額×係数(33.8%)×税率(23.2%) ・法人住民税:法人税×税率(7.0%) ・法人事業税:適用額×係数(33.8%)×税率(7.0%) ・特別法人事業税:法人事業税×税率(37%) ※係数:令和元年度～令和3年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 (各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)</p>	年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	法人税	90	25	124	77	法人住民税	198	27	10	5	法人事業税	408	90	39	23	地方法人特別税	176	34	14	9	合計	872	176	188	114	年度 区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	法人税	89	141	12	15	法人住民税	6	10	1	1	法人事業税	27	43	4	5	特別法人事業税	10	16	1	2	合計	131	210	18	23	
年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																																																										
法人税	90	25	124	77																																																										
法人住民税	198	27	10	5																																																										
法人事業税	408	90	39	23																																																										
地方法人特別税	176	34	14	9																																																										
合計	872	176	188	114																																																										
年度 区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度																																																										
法人税	89	141	12	15																																																										
法人住民税	6	10	1	1																																																										
法人事業税	27	43	4	5																																																										
特別法人事業税	10	16	1	2																																																										
合計	131	210	18	23																																																										

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

➤ 令和元年度～令和4年度

事業費に関しては、最近はほぼ横ばいである。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費(百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703
1組合当たり事業費(百万円)	955	718	726	686
組合数	56	55	57	55

➤ 令和5年度～令和8年度

将来については、増加傾向となる見込み。

区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)
事業費(百万円)	42,551	44,718	45,489	46,260
1組合当たり事業費(百万円)	747	771	771	771
組合数	57	58	59	60

※事業費、設立組合数の算出方法

- ・令和元年度～令和4年度は、令和4年4月までに設立された全組合について経済産業省調査(令和5年4月～6月実施)を基に算出。
- ・令和5年度については、実数及び設立予定者からのヒアリング等に基づき作成。
- ・令和6年度以降については、これまでの傾向から組合数は毎年1ずつ増えると予想。1組合当たり事業費は令和元年度～令和4年度の平均(771)としている。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数は21(アンケート有効対象組合数:38)あり、過半数が影響あり、と回答している。

具体的には、「(圧縮記帳制度がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。

上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。

なお、令和5年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果(※)を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となる。

※押し上げ効果＝①押し上げ額÷②減収額

①押し上げ額＝各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率

②減収額＝利益法人の適用額×法人税率(23.2%)

		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>上記④の効果に記載したとおり、令和5年度に実施したアンケートによれば、回答として、「(本税制がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>本税制がなければ、技術研究組合の設立数が減少すること、また、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫することにより、技術研究組合の事業費が減少することから、技術研究組合の事業費の増加に対する当該税制の有効性は依然として高い。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>制度創設後10年以上が経過しているが、現在、オープンイノベーションや研究開発投資の重要性が増している中で、協調領域においてリスクが大きい分野等の研究開発に強みを有する技術研究組合は重要な役割を担っている。最近では技術研究組合と大学等との共同研究も活発化しており、今後も技術研究組合の更なる利活用が期待される。</p> <p>また、技術研究組合の研究開発の対象範囲は幅広い産業に裨益する協調領域であり、研究開発や実用化開発の基盤技術の確立を目指すものであるため、本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上(法人税法第46条)で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットリングとなっている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月

技術研究組合の所得計算の特例
減収額等の算出根拠

要望の措置の適用見込み及び租税特別措置の適用実績の算出根拠

区分		令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)
適用件数	組合数	14	12	11	15	9
適用額(百万円)		6,608	1,429	609	985	1,129
減収額(百万円)		90	25	124	77	89

- ・ 令和1年度から令和3年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
- ・ 令和4年度、5年度(見込み)については、令和5年4月までに設立された全組合についての調査を基に算出。

(減収額算定式について)

適用額 × 法人税率(23.2%) × 係数(0.338)

係数: 令和1～3年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。(各年度の利益法人の適用額 / 適用額合計の平均)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長						
2	対象税目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">①</td> <td style="width: 150px;">政策評価の対象税目</td> <td>(国税・地方税(自動連動))(国税4)(地方税6) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>上記以外の税目</td> <td>(国税・地方税(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)</td> </tr> </table>	①	政策評価の対象税目	(国税・地方税(自動連動))(国税4)(地方税6) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)	②	上記以外の税目	(国税・地方税(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
①	政策評価の対象税目	(国税・地方税(自動連動))(国税4)(地方税6) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)						
②	上記以外の税目	(国税・地方税(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)						
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】						
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を 2 年延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5)</p> <p>法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条 28)</p>						
5	担当部局	総務省地域通信振興課デジタル経済推進室						
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:令和 5 年 8 月</p> <p>分析対象期間:平成 29 年度～令和 7 年度</p>						
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 15 年度 創設</p> <p>平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長(平成 20 年 3 月末まで)</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末まで)</p> <p>平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月末まで)</p> <p>平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末まで)</p> <p>平成 26 年度 2 年間の延長(平成 28 年 3 月末まで)</p> <p>平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長(平成 30 年 3 月末まで)</p> <p>平成 30 年度 2 年間の延長(令和 2 年 3 月末まで)</p> <p>令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長(令和 4 年 3 月末まで)</p> <p>令和 4 年度 対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長(令和 6 年 3 月末)</p>						
8	適用又は延長期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで						

9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の7割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。</p> <p>令和6年度概算要求における政策体系図 【基本計画（令和5年3月策定）】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図る。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>② 適用額</p>	<p>平成29年度 531,317件 平成30年度 549,940件 令和元年度 586,013件 令和2年度 643,069件 令和3年度 665,130件 令和4年度 703,708件 令和5年度 744,523件 令和6年度 787,705件 令和7年度 833,392件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※平成29年度～令和3年度は実績値。令和4年度～令和7年度は平成29年度～令和3年度の実績・平均伸び率より試算。</p> <p>平成29年度 3,021億円 平成30年度 3,148億円 令和元年度 3,415億円 令和2年度 3,607億円 令和3年度 3,751億円</p>

		<p>令和 4 年度 3,961 億円 令和 5 年度 4,191 億円 令和 6 年度 4,434 億円 令和 7 年度 4,691 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※平成 29 年度～令和 3 年度は実績値。令和 4 年度～令和 7 年度は平成 29 年度～令和 3 年度の実績・平均伸び率より試算。</p>																																								
③ 減収額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>290</td> <td>37</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>302</td> <td>39</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>325</td> <td>23</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>316</td> <td>22</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>342</td> <td>24</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>362</td> <td>25</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>383</td> <td>27</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>372</td> <td>26</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>393</td> <td>38</td> <td>163</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <p>(出典) 平成 29 年度～令和 3 年度の法人税は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)からの実績値。 令和 4 年度～令和 7 年度は平成 29 年度～令和 3 年度の実績・平均伸び率より試算。 法人住民税、法人事業税は法人税から試算。</p>	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	H29	290	37	119	H30	302	39	125	R1	325	23	134	R2	316	22	131	R3	342	24	141	R4	362	25	150	R5	383	27	158	R6	372	26	154	R7	393	38	163
年度	法人税	法人住民税	法人事業税																																							
H29	290	37	119																																							
H30	302	39	125																																							
R1	325	23	134																																							
R2	316	22	131																																							
R3	342	24	141																																							
R4	362	25	150																																							
R5	383	27	158																																							
R6	372	26	154																																							
R7	393	38	163																																							
④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。</p> <p>売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円未満の企業)の比率</p> <p>平成 29 年度 26.5% 平成 30 年度 27.8% 令和元年度 28.5% 令和 2 年度 29.7% 令和 3 年度 29.7%</p> <p>(参考)資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 平成 29 年度 16.0% 平成 30 年度 15.1% 令和元年度 16.0%</p>																																								

		<p>令和2年度 16.9%</p> <p>令和3年度 16.5%</p> <p>(出典)財務省「法人企業統計調査(年次別)」より試算 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。</p>
	⑤ 租税減を是認する理由等	<p>中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額30万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るためのほかの支援措置はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 法人

(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の情報がある平成29年度から令和3年度までの適用件数から、平均伸び率を算出。

平成29年度	531,317件	
平成30年度	549,940件	(前年度比 3.5%)
令和元年度	586,013件	(前年度比 6.6%)
令和2年度	643,069件	(前年度比 9.7%)
令和3年度	665,130件	(前年度比 3.5%)
	平均	5.8%

(2) 「適用実態調査」の令和3年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、令和4年度以降の適用社数を推計。

令和3年度	664,484社	【実績】
令和4年度	703,024社	(664,484×1.058)
令和5年度	743,799社	(703,024×1.058)
令和6年度	786,940社	(743,799×1.058)
令和7年度	832,582社	(786,940×1.058)

2. 個人

(1) 「中小企業実態基本調査」の令和3年度実績に、1.(1)で算出した伸び率を掛け、令和4年度以降の適用者数を推計。

令和3年度	54,703者	
令和4年度	57,876者	(54,703×1.058)
令和5年度	61,233者	(57,876×1.058)
令和6年度	64,784者	(61,233×1.058)
令和7年度	68,542者	(64,784×1.058)

3. 地方法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

令和6年度

$$37,200 \text{ 百万円 (※1)} \times 7.0\% \text{ (法人住民税率)} \\ = \underline{2,604 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$39,358 \text{ 百万円 (※1)} \times 7.0\% \text{ (法人住民税率)} \\ = \underline{2,755 \text{ 百万円}}$$

(※1) 令和6年度・令和7年度の国税減収見込額

令和3年度の減収額(342億円)から、5.8%(平成29年度から令和3年度までの適用社数の平均伸び率)ずつ増加するものと推計

(2) 法人事業税の減収額

①法人事業税所得割の減収額

令和6年度

$$160,345 \text{ 百万円 (※2)} \times 7.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{11,224 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$169,645 \text{ 百万円 (※2)} \times 7.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{11,875 \text{ 百万円}}$$

(※2) 令和6年度 37,200 百万円 ÷ 23.2% (法人税率)

令和7年度 39,358 百万円 ÷ 23.2% (法人税率)

②特別法人事業税の減収額

令和6年度

$$12,224 \text{ 百万円} \times 37.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{4,513 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$11,875 \text{ 百万円} \times 37.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{4,394 \text{ 百万円}}$$

(3) 合計

令和6年度

$$2,604 \text{ 百万円} + 11,224 \text{ 百万円} + 4,513 \text{ 百万円} = \underline{17,981 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$2,755 \text{ 百万円} + 11,875 \text{ 百万円} + 4,394 \text{ 百万円} = \underline{19,024 \text{ 百万円}}$$